

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正すること  
について

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月30日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

動物の死体の処理に要する経費の増額に伴い、その処理手数料を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の項中「5,830円」を「6,380円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第58号 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表（第20条関係）			別表（第20条関係）		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
(略)			(略)		
動物の死体		1体につき <u>6,380円</u>	動物の死体		1体につき <u>5,830円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>					



令和5年11月9日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市廃棄物対策審議会  
会長 原田 一郎



秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(答申)

令和5年11月9日付けFNo. 5・3・0 (甲) により諮問のありました秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する事項については、慎重に審議した結果、原案のとおり改正されるよう答申します。



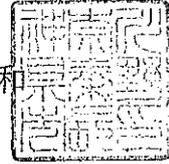
FNo.5・3・0 (甲)

令和5年11月9日

秦野市廃棄物対策審議会

会長 原 田 一 郎 様

秦野市長 高 橋 昌 和



秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(諮問)

一般家庭で飼育されていた動物（愛玩動物）の死体処理に係る手数料の額について、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により1体につき5,830円としていますが、近年の国際的な物価高騰に起因する処理経費の増額に伴い、その見直しを行うものです。

そこで、同条例の一部改正について、貴審議会の御意見を伺いたく次のとおり諮問いたします。

- 1 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する動物の死体の処理手数料を5,830円から6,380円に改めること。
- 2 1について、令和6年4月1日から施行すること。